

千間台西一丁目自治会会則

第1章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は千間台西一丁目自治会と称し、その事務所を千間台西一丁目自治会館又は自治会長宅におく。

第2条（目的）

本会は会員相互の親睦を図り、地域発展の為健全なる自治運営に努め、かつ自主的な相互協力によって生活環境の改善と福祉の向上を図り、住み良い街づくりを目的とする。

第3条（活動）

本会は前条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

1. 会員の親睦に関する事
2. 生活環境の整備に関する事
3. 保健、衛生、福祉に関する事
4. 交通・防犯、防災に関する事
5. 文化・体育活動に関する事
6. 会員の弔慰に関する事
7. 各種公共機関、外部機関との交渉連絡、調査協力に関する事
8. その他本会の目的に必要な事

第2章 会員

第4条（会員）

会員は千間台西一丁目内の居住者及び法人で本会に入会を届け出た居住者及び法人とする。但し会員数を算定する場合は一世帯一名と計算する。

第5条（権利）

会員は、次の権利を行使することが出来る。

1. 本会の諸活動に参加すること
2. 総会に出席し、議決すること

3. 本会の役員を選挙し、また選挙されること
4. 本会の関係帳簿や書類などを閲覧すること

第6条（義務）

会員は、本会の会則及び本会の決定事項を守り、諸活動に協力する義務を負う。

第3章 組織

第7条（組織）

本会は、会の意思決定及び会の運営のための組織として、次の各機関を置く。

1. 総会
2. 役員会および理事会
3. 会計監査
4. 下部部門

本会に次の下部部門を設け各役員が担当を分担する。

- ・ 広報部門
- ・ 催事部門
- ・ 環境衛生・美化部門
- ・ 管理営繕部門
- ・ 会計部門
- ・ 書記部門
- ・ 防災部門
- ・ 子供会、千寿会、千淑会、千壮会部門
- ・ スポーツ、レクレーション部門
- ・ 交通防犯部門
- ・ 福祉部門

第4章 総会

第8条（定期総会の開催）

定期総会は本会の最高議決機関であり毎年一回を原則として会長が招集し、新会計年度開始後2ヶ月以内に開催する。

第9条（臨時総会の開催）

会員の三分の一または役員の二分の一以上の請求があった時は、会長は臨時総会を招集する。

第10条（総会の定足数及び議決）

総会は当日の出席会員数により成立し、議決は出席会員数の過半数の賛成を必要とする。但し、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

第11条（権利）

総会は、本会の最高意思決定機関として次の事項を審議し、承認または議決する。

1. 予算、決算および事業計画、事業報告
2. 会則の改正
3. 自治会役員の承認
4. その他本会の運営上重要な事項に関する事

第12条（議長）

総会は、出席者の互選により議長一名を選出する。議長は総会の円滑な運営にあたり、議案の審議中にその進行を阻害する発言があった場合はその発言の制止を要請することが出来る。またこの要請を振り切って発言を続ける場合、総会出席者の合意の下退席を要請することがある。

第5章 役員

第13条（構成）

本会に、次の役員を置く。

1. 役員構成
 - 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 複数名
 - 3) 事務局長・事務局次長 複数名
 - 4) 顧問、相談役、理事顧問 複数名
 - 5) 理事・副理事 複数名
 - 6) 会計 2名
 - 7) 監事 2名
 - 8) 子供会会長 1名
 - 9) 千寿会会長 1名
 - 10) 千淑会会長 1名

- | | |
|------------------|-----|
| 1 1) 千社会会長 | 1 名 |
| 1 2) ホームページ編集委員長 | 1 名 |
| 1 3) 各任意団体代表 | 複数名 |

第14条（役員の職務及び権限）

役員は、次の内容の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表し本会を代表し本会の行う事業の一切を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長・（事務局次長：補助）は、会長の指示の下自治会運営の実務を担当する。
4. 顧問、相談役、理事顧問は自治会運営の諸問題に関する諮問に応じ、必要な助言をする。
5. 理事・副理事は、本会の運営を補助する為会長直属の諮問機関としての活動を行う。
6. 会計は、本会の経理、予算、決算など会計事務全般を担当する。
7. 監事は、会計や資産の状況などの監査および総会での報告を行う。
8. 子供会会長、千寿会会長、千淑会会長、千社会会長、ホームページ編集委員長及び各任意団体の代表はそれぞれの組織の代表として、本会との連絡、調整を行う。

第15条（理事会の職務・権限）

1. 理事会の議長は会長がこれを行う
2. 総会、役員会に提出する議題の事前審議
3. 自治会下部各部門の業務総括

第16条（役員会の権限）

役員会は、本会の執行機関として次の事項を審議、議決する。

1. 総会に提出する議題
2. 総会より委託された事項
3. 諸活動実施のための事項
4. その他の運営についての必要事項

第17条（役員の招集）

役員会は、各月一回の定期会議を開催しまた必要に応じて会長が臨時招集する。

第18条（役員会の定足数および議決）

役員会は、役員のお二分の一以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数で決定する。ただし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

第19条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれを行う。

第20条（役員の選出方法）

- 1) 役員の選出は、会員の互選又は各班及び下部部門の推薦により総会において承認する。
- 2) 自治会長の選定は役員相互の互選とする。
- 3) 役員のうち副会長、事務局長、顧問、相談役、理事顧問、理事・副理事は会長がこれを委嘱する。会長の委嘱は会長発行の文書あるいは口頭によって行い、委嘱は2年をもって満了するものとしその後は委嘱効力を失効する。ただしこの委嘱期間が満了する場合でも会長が必要と判断する場合は会長発行の文書あるいは口頭による事前通告により委嘱期間を自動延長することができる。

第21条（役員の任期）

役員の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし再選は妨げない。

第6章 会計

第22条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第23条（財源）

本会の運営に必要な経費は会費、交付金、寄付金および雑収入をもってこれにあてる。

第24条（自治会会費）

1. 本会の会費は世帯割、法人割とも月額300円とし一年分を一括徴収する。但し、会社独身寮などの単身居住者は世帯割の1/3相当額とする。かつ法人の場合、月額300円とし、同一法人が当地域内の異なる場所に有人事業所を複数有する場合は月額にその数を乗じた額とする。
2. 自治会費の徴収時期は原則として4月とする。ただし、途中入会会員は入会月分から翌年3月分までを一括納入する。また、途中退会会員には退居月の翌月分以降翌年3月分までの自治会費を返還する。

3. 自治会費の徴収は自治会の全役員が責任をもって徴収する。
4. 入退会会員は、入退居の時、速やかに自治会役員に入退会を申し入れる。
5. 途中退会会員で退会前に退会の申し出がない場合は、納入済みの自治会費は返還されないものとする。
6. 臨時に費用を要する場合は総会の承認をもって徴収する。

第25条（帳簿の公開）

帳簿の保管期間を5年とし、会員が帳簿の公開を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第7章 会計監査

第26条（監事の設置）

本会は、役員の中に会計監査職として監事2名をおく。

第27条（選出）

会長は、会員の中から監事を2名委嘱・選出し、総会において承認する。

第28条（職務および権限）

1. 監事は、会計や資産の状況を監査してその結果を総会において報告する。
2. 監事は、前項の職務を遂行するため、必要に応じて役員会および理事会に出席し意見を述べることができる。

第8章 弔慰金

第29条（主旨）

本会会員の死亡に対して弔慰金を香典として贈る。

第30条（弔慰金）

1. 弔慰金は千間台一丁目自治会予算から支出する。
2. 弔慰金は会員の世帯主に対して10,000円、その会員の家族の場合は5,000円（一人）とする。
3. 会員とは世帯主および世帯主と継続的に同居する人をいう。
4. 本規定に定めた弔慰事があった場合、速やかに自治会長もしくは自治会役員に連絡

するものとする。ただし、喪主および家族（親族）から連絡しない旨、申し出があった場合はこの限りとししない。

5. 自治会長、自治会役員は前項の連絡を受けたら、自治会名で香典の支払手続きをとる。
6. 自治会長またはその代理人が出来る限り葬儀に弔問し、香典を供える。なお、喪主（親族）から香典の辞退があった場合は、本規定を適用しない。

第31条（その他）

1. 訃報の掲示は、喪主（親族）の希望によりこれを行う。
2. 葬儀について、親族の申し入れがあれば自治会役員を中心にして出来る限り協力（手伝い）をする。

第9章 見舞金

第32条（見舞金の財源および支給額）

本会の自治会役員がその在任中に入院などした場合は、役員会で協議の上 千間台一丁目自治会予算から 3,000 円の見舞金を支給する。

第10章 自治会活動の不慮の事態に対する対応

第33条（対応法）

自治会活動の不慮の事態に対する対応は市の制度である“ボランティア保険”の適応を原則とする。但し車両事故についての処理は都度役員会で協議決定するものとする。

第11章 附則

千間台一丁目自治会会則（昭和 61 年 6 月 8 日付）を廃止し、これに代わり平成 13 年 4 月 1 日より本則を適用する。

1. 本会の会則は平成 15 年 4 月 1 日より一部改正し実施する。
2. 本会の会則は平成 17 年 4 月 1 日より一部改正し実施する。
3. 本会の会則は平成 20 年 4 月 1 日より一部改正を実施する。
4. 本会の会則は平成 23 年 4 月 1 日より一部改正を実施する。
5. 本会の会則は平成 24 年 4 月 1 日より一部改正を実施する。

6. 本会の会則は平成 25 年 4 月 1 日より一部改正を実施する。
7. 本会の会則は平成 31 年 4 月 1 日より一部改正を実施する。
8. 自治会館の使用規定は別に定めるところによる。